

大河内地区  
住民自治協議会設立総会

日 時 令和3年4月28日（水）

## 大河内地区住民自治協議会設立総会 次第

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事録作成者の指名及び議事録署名人の選出
- 6 議事
  - (1) 第1号議案 大河内地区住民自治協議会会則  について
  - (2) 第2号議案 令和3年度大河内地区住民自治協議会事業計画   
について
  - (3) 第3号議案 令和3年度大河内地区住民自治協議会収支予算   
について
  - (4) 第4号議案 令和3年度大河内地区住民自治協議会役員   
について
- 7 新役員挨拶
- 8 議長退任
- 9 閉会のことば

## 大河内地区住民自治協議会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、大河内地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

#### (区域)

第3条 協議会の区域は、桂瀬町、笹川町（山村）、笹川町（寺井）、大河内町、矢津町、勢津町、辻原町、阪内町の範囲（以下「大河内地区」という。）とする。

#### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市大河内町796番地 松阪市大河内地区市民センター内に置く。

2 協議会の事務所には事務員を1名置くものとする。

#### (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、大河内地区に居住する住民及び大河内地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会、部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。
- 4 協議会に必要な応じて専門委員会を設置する事が出来る。

## 第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

(役員の決定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職を行わなければならない。
- 4 役員より辞任の申し出があった場合は役員会の承認を得る

## 第3章 総会

### (総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

### (総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は40名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

### (総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 構成員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

### (総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

### (総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

### (総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2) 規約の改廃の決定に関する事。
- (3) 地域計画の策定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、特に必要と認めた場合は、役員会に部会長等を参加させることができる。この場合において役員会の名称は、拡大役員会と称する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第25条 運営委員会は、役員及び各種団体等より選出された代表者で構成する。

- 2 運営委員会の長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の招集と議長)

第26条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第27条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は大河内地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者を部会員とし各部会を構成する。

- (1) 自治会部会
- (2) 安全・安心部会
- (3) 環境部会
- (4) 健康促進部会
- (5) 福祉ふれあい部会
- (6) 公民館部会

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書に関すること。
- (4) その他部会運営等に関すること

## 第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

## 第7章 その他

(役員報酬等)

第34条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。

(委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年4月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利等の継承)

2 大河内地区まちづくり協議会に係る一切の権利、財産等は、大河内地区住民自治協議会が継承するものとする。

(大河内地区まちづくり協議会規約の廃止)

3 大河内地区まちづくり協議会規約は、廃止する。



(参考資料)

大河内地区住民自治協議会代議員選出細則

1. 大河内地区住民自治協議会に係る代議員の選出については、自治会(区域単位)より選出する。
2. 代議員数については、以下の通り定める。

自治会(区域)名	代議員数
桂瀬町	4名
笹川町(山村)	3名
笹川町(寺井)	4名
大河内町	6名
矢津町	5名
勢津町	2名
辻原町	4名
阪内町	5名

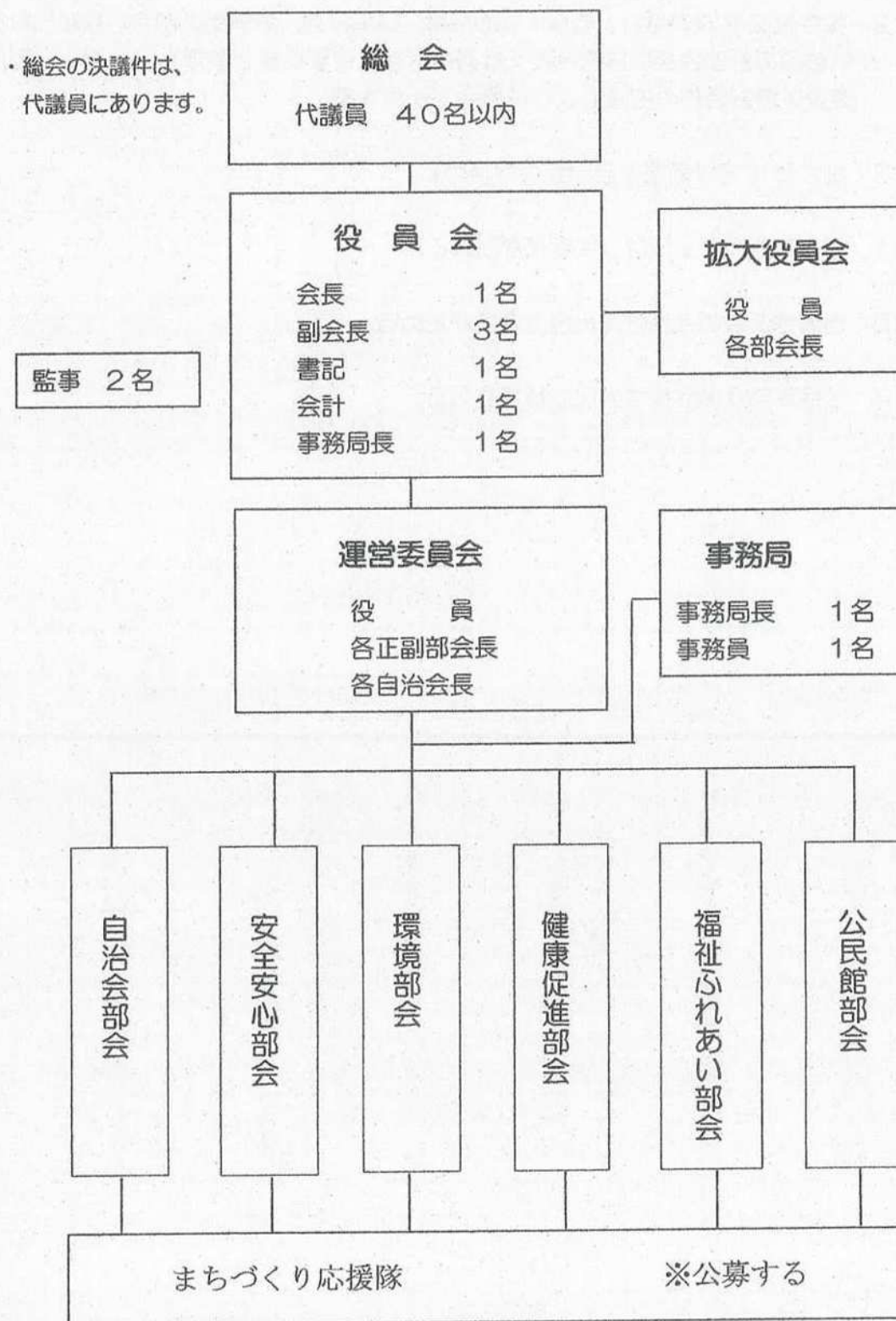
附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

大河内地区住民自治協議会役員及び各部部长選出の基本的な考え方

- 1 会長は連合自治会が選定する事が望ましい。
- 2 副会長 2 名及び会計、安全・安心部会、環境部会、健康促進部会、福祉ふれあい部会の各部部长は自治会長又は適任者を選定する事が望ましい。但し、副部部长は各部部长の推薦により役員会で任命する。
- 3 副会長 1 名は前連合自治会長が務める。
- 4 事務局長及び書記は公民館長が務める。
- 5 自治会部会の会長は連合自治会長が務める。
- 6 公民館部会の会長は公民館長が務める。

## 大河内地区住民自治協議会組織図（参考資料）



令和3年度 大河内地区住民自治協議会事業計画

- 運営委員会（4回）・拡大役員会（11回）
- 令和元年度に引き続きホテルでまちづくりひとづくり活動を続けます。
- SNSを活用した情報発信の新しいカタチ Facebook を活用し、行事・活動の告知、旬な情報など情報発信に取り組みます。

○自治会部会事業

- ①敬老会（共催）の事業

○安全・安心部会事業

- ①防犯灯の事業
- ②防犯・交通安全活動
- ③大河内地区総合防災訓練の実施
- ④地区防災計画・福祉防災計画の推進事業
- ⑤各地区に「土のう」を常備
  - ・防災・防犯・交通安全に関する事業

○環境部会事業

- ①花畑事業
- ②蕎麦事業
- ③地域美化啓発事業
- ④大河内地区一斉清掃
- ⑤ホテルでまちづくりひとづくり
  - ・環境等に関する事業

○福祉ふれあい部会事業

- ①夏祭り納涼大会
- ②敬老会
- ③新春ふれあいの集い
- ④福祉車両（福祉サービス）の体制整備
- ⑤福祉啓発活動
- ⑥地域福祉教育活動
- ⑦地区ふれあい活動
  - ・福祉活動やふれあい等に関する事業

○健康促進部会事業

- ①大河内地区体育祭
  - ②あまごつかみ大会
  - ③スポーツ大会（ペットボトルキャップ投げ）
  - ④ゲートボール大会
  - ⑤グランドゴルフ大会
- ・健康促進等に関する事業

○公民館部事業

- ①歴史探訪・歴史講座
  - ②三館合同ゲートボール大会
  - ③三館合同グランドゴルフ大会
- ・教育、文化等に関する事業

\*上記の事業以外にも、大河内地区住民自治協議会規約第2条の目的を達成するために必要な事業を実施していきます。

議案第3号

令和3年度 大河内地区住民自治協議会収支予算

○収入

(単位：円)

項目	予算額	明細
繰越金	379,131	前年度繰越
交付金	1,754,000	松阪市交付金
協議会費	755,300	一世帯あたり1,300円×581世帯
助成金	370,120	社会福祉協議会
雑入	68,449	預金利子・その他
計	3,327,000	

○支出

項目	予算額	明細
活動費	2,285,000	自治会部会 34,000 安全・安心部会 590,000 教育・環境部会 110,000 福祉ふれあい部会 907,000 健康促進部会 490,000 公民館部会 154,000
人件費	630,000	事務員
保険料	141,000	保険料等
事務費	130,000	消耗品費・備品費等
予備費	141,000	
計	3,327,000	

議案第4号

令和3年度大河内地区住民自治協議会役員

○役員

役 職 名	氏 名
会 長	田 中 庄 司
副 会 長	高 杉 晴 文
副 会 長	宇 田 弘 行
事務局長兼書記	仲 田 辰 実
会 計	山 下 卯 市
監 事	中 川 茂
監 事	丸 川 勉

大河内地区住民自治協議会

松阪市大河内町796番地 大河内地区市民センター内

TEL 36-0001 FAX 36-0486